

# 弁護士制度の改革と弁護士法 30 条 改正問題の位置づけについて（総論）

平成 14 年 4 月 16 日

日本弁護士連合会

副会長 川中 宏

1 本林徹弁護士を会長とする日弁連の新執行部は、新しい決意と希望をもって弁護士制度の改革に取り組んで行く方針である。

## 2 弁護士改革の基本的考え方

弁護士会・弁護士は、弁護士の使命である「基本的人権の擁護と社会的正義の実現」の具体的実践としてこれまで様々な人権擁護活動に取り組んできた。

たとえば、4 大公害裁判、えん罪・再審事件、消費者被害の救済（先物取引・原野商法・靈感商法等々）。

最近の例では、H I V 訴訟、ハンセン病訴訟など。

あるいは当番弁護士の活動など。

しかし、その半面、高度化、複雑化、国際化した社会で弁護士に対する様々なニーズが広がってきたことに対して、抜本的な方策を取り得ないできた。国民に対する説明責任も十分でなかった。弁護士過疎地域の解消も進まなかった。

そこで、弁護士の使命の今日的な実践として、弁護士は、法の支配を社会の隅々にまで貫徹させるべき公益的責務を負っていることを自覚し、誰でも、どこでも、いつでも、容易に法的サービスが受けられ、迅速に国民の権利の実現が図られる社会をつくらなければならない。そのために障害となる制度は勇気を持って改めていかなければならない。

日弁連は、こうした考えで会内の大方のコンセンサスを得て、弁護士を含めた法曹人口の拡大を要求し、弁護士過疎地域に公設事務所や法律相談センターを設置し、弁護士広告の解禁等の改革に取り組んできた。

弁護士法 30 条をはじめとする弁護士制度の改革については、はじめに規制緩和ありきという観点でなく、法の支配の理念から考えて、利用者であり、また主権者たる国民のためには、いったいどのような制度改革が一番望ましいのかという観点で検討しているところである。

### 3 弁護士法 30 条改正の位置づけ

弁護士法 30 条の改正問題は、法曹人口を拡大する中で、弁護士が社会の隅々にまで進出して、法の支配を実践していくための制度改革に位置づけられる。これまで制限的であった、弁護士の公務就任や営利企業への関与につき、原則として自由化することによって、弁護士が公務員や企業等に進出しやすくするものであり、そして、それぞれの弁護士がその進出先で、法の支配を確立していくことによって、社会全体に法の支配の浸透を図ろうというものである。